

# 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法

## に基づく一般事業主行動計画



社会福祉法人 清風会

当法人では、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、以下の通り行動計画を策定します。

1. 計画期間 2022年4月1日～2025年3月31日

2. 目標と取組内容・実施期間

目標① 育児休業の取得奨励（女性の取得90%以上、男性の取得1名以上）と職場復帰しやすい体制を整え、子育て世代の職員が安心して働ける環境の整備を行う。

<実施期間・取組内容> 2022年4月1日～2025年3月31日

- ・2022年4月～ 育児休業や時短勤務制度などの制度について、職員への周知を目的としたリーフレットを作成する。
- ・2022年10月～ 上記リーフレットを職員へ周知し、積極的な取得を促す。
- ・2023年6月～ 各施設の取得状況を確認し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う。

目標② 業務改善・効率化を図り、時間外労働の令和3年度比20%削減を目指す。

<実施期間・取組内容> 2022年4月1日～2025年3月31日

- ・2022年10月～ 各施設において、時間外労働の実績等を基に、業務内容や職員配置の見直し、職員への再教育などの改善策を検討する。①
- ・2023年3月～ 年度内の時間外労働の実績をもとに、①の見直しを行う。②
- ・2023年4月～ 年度ごとに①→②を実施する。
- ・2025年3月～ 各施設の取得状況を確認し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う。

目標③ 年次有給休暇取得推進を図り、取得率約60%以上を目指す。

<実施期間・取組内容> 2022年4月1日～2025年3月31日

- ・～2022年3月 職員聞き取り調査等を実施し、有給休暇に関するニーズを調査する。①
- ・2022年4月～ 職員聞き取り調査等を基に、年次有給休暇取得計画を作成する。②
- ・2022年5月～ 年次有給休暇取得計画に沿って、計画的な取得を行う。以後、年度末に次年度に向けて、①→②を実施し、計画的な取得を行う。
- ・2025年2月～ 各施設の取得状況を確認し、目標達成に向けた取り組みの見直しを行う。